

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	1339	令和元/8/8	総務局 人事部 人事課	平成29年度平成30年度の課長代理の研修資料全部求める。(総務局人事部人事課人材育成担当：研修担当〇〇、〇〇)	令和元/5/17	非開示	<p>【対象公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 課長代理研修「監督職に必要なコミュニケーション」テキスト 平成30年度 課長代理研修「監督職に必要なコミュニケーション」テキスト <p>【非開示理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修テキストには外部講師が研修事業を営む上での重要なノウハウが含まれており、公にすることにより、外部講師の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号に該当) 外部講師が独自に作成した研修テキストを公にすることにより、今後、当該外部講師を含めた個人若しくは研修事業者が、事業情報の流出を恐れて都の研修業務への参入を忌避する、又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる等の対応を取る可能性が考えられる。研修講師及び研修テキストの質の担保は都の人材育成事業の根幹をなすものであり、開示によって事業遂行に支障をきたすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号に該当) 	<p>処分取消求める。法人団体は、民法上義務負う。公文書は、知る権利有。又、公務員研修は、都民の知る権利有。課長代理からのモラルハラスメント被害多発である都民。東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3欠如の課長代理多数。(福祉保健局、生活文化局)。服務規律難しい課長代理数人。(上記2局)特には、「日本語問題」最多である課長代理。外部講師のテキスト作成の待遇研修は、育成欠如である。</p> <p>地方公務員法第30条反する都職員(課長代理級)が数名おり、研修の実態の公明正大な周知要す義務負う。</p>	<p>非開示決定を行った研修資料に係る研修科目は、外部講師に研修実施を依頼し作成されたものである。研修テキストには、外部講師が研修事業を営む上での重要なノウハウが含まれており、公にすることにより、外部講師の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。よって、条例第7条第3号に該当すると判断したものである。</p> <p>また、外部講師が独自に作成した研修テキストを公にすることにより、今後、当該外部講師を含めた個人若しくは研修事業者が、事業情報の流出をおそれて都の研修業務への参入を忌避する、又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる等の対応を取る可能性が考えられる。研修講師及び研修テキストの質の担保は都の人材育成事業の根幹をなすものであり、開示によって事業遂行に支障をきたすおそれがあるため、条例同条第6号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のことから、非開示決定を行ったものである。</p>
2	1349	令和元/8/21	生活文化局 総務部 総務課	東京都生活文化局の下記2点の研修資料求める。 ○東京都コンプライアンス基本方針の研修資料。 ○若手職員育成プログラム研修資料。	令和元/6/12	非開示	<p>【対象公文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度若手職員育成プログラムI「自己課題解決力向上」及び「2年目に向けて」研修テキスト <p>【非開示理由】</p> <p>本資料は外部の研修事業者が作成したものであり、当該事業者の研修事業のノウハウが含まれている。このことから、本資料を開示した場合、当該事業者の競争上かつ事業運営上の地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。</p> <p>また、前述の資料を開示した場合、当該事業者と都との信頼関係が損なわれ、今後実施する研修の質の低下や研修内容の効果的な実践が不可能となるなどの支障が生じる可能性がある。そのため、研修事務の適正な遂行等に支障があると認められることから、同条6号に該当する。</p>	<p>処分取消求める。法人団体は、民法上義務負う。公文書は、知る権利有。又、公務員研修は、都民の知る権利有。課長代理からのモラルハラスメント被害多発である都民。東京都コンプライアンス基本方針：行動指針1・2・3欠如の課長代理多数。(福祉保健局、生活文化局)。服務規律難しい課長代理数人。(上記2局)特には、「日本語問題」最多である課長代理。生活文化局職員は、課長代理・主任・主事の複数に、都民否定される扱い何度となく受け、不利益多々ある。特に、知る権利の侵害は、重大だ。外部講師の待遇研修は、無効な職員達だ。寄って、開示求め、外部講師のテキスト作成知る権利示す。</p> <p>一部の職員は、育成欠く。適宜的確欠く言動再三有。</p>	<p>(1) 条例第7条3号該当性について 本件開示請求に係る対象公文書は、研修を受託した外部の事業者が作成した資料であり、当該事業者の研修事業のノウハウが含まれている。このことから本資料を開示した場合、当該事業者の競争上かつ事業運営上の地位が損なわれると認められる。</p> <p>よって、当該公文書は、条例第7条第3号所定の非開示情報に該当すると解される。</p> <p>(2) 条例第7条6号該当性について 本件開示請求に係る対象公文書は、「(1) 条例第7条3号該当性について」で記載のとおり研修を受託した外部の事業者のノウハウが含まれる資料であり、本資料を開示した場合、当該事業者と都との信頼関係が損なわれ、研修事業者が都の研修業務への参入を忌避する又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる可能性がある。この場合、今後実施する研修の質の低下や研修内容の効果的な実践が不可能となるなどの支障が生じるおそれがあり、研修事務の適正な遂行等の妨げとなる。</p> <p>よって、当該公文書は、条例第7条第6号所定の非開示情報に該当すると解される。</p>

項番	諮問番号	諮問日	主務課	請求内容	決定日	決定内容	対象公文書・非開示理由	審査請求人の主張	実施機関の主張
3	1534	令和2/10/23	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	<p>①〇年〇月〇日答申第〇号の〇頁について 「オ 審査請求人による開示請求の特殊性について」(ア)・(イ)・(ウ) a・b・c・d、(エ) a・b・c・d (〇頁まで) 特に、審査請求人への虚像作りの職員らの主張部分等を争うものとし、客観的物証(全部)を求める。又、議事録を求める。(答申協議等々) ※本件の請求事項の添付資料&請求者作成(〇/〇付)。</p> <p>②〇年〇月〇日答申第〇号の〇頁～〇頁の 「審査請求人による開示請求の特殊性について」部分の職員らの主張について：職務遂行情報(全部)を求める。 ※人研-340(令和元年7月8日)行政文書不開示決定通知書とうり、国家公務員倫理規定(国家公務員倫理法)上の公正の執行は、「心証」・「匿名」認められない。</p>	<p>① 令和2/6/10</p> <p>② 令和2/7/2</p>	非開示	<p>【対象公文書】 東京都情報公開審査会における諮問第〇号にかかわる審議資料・速記録</p> <p>【非開示理由】 東京都情報公開審査会の審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第5号に該当)</p> <p>審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号に該当)</p>	<p>①処分の取り消しを求める。請求異なる決定である。「職員らの主張」求めている。</p> <p>②処分の取り消しを求める。処分庁の職員の主張求めている。(請求事項) 2生広情第〇号(令和〇年〇月〇日)「非開示決定通知書」の開示請求書は、「職員の主張」求めるが、「委員」に変換した。</p> <p>情報公開制度の基本原則逸脱。処分庁職員らは、公開条例第34条・第36条反するテーブルや通話上の言動多発。真摯ほど遠い実情多。※行政サービス欠如。 一方的答申は憲法違反。公務員の害意による「知る権利侵害」だ。 ※本来は、請求時の調整行い、補正無く特定可の決定(原則)：基本姿勢。</p>	<p>審査会の審議は非公開とされており、その性質上、審議資料等が開示されて審議の具体的内容が公になることとなれば、審議過程における委員の自由かつ率直な意見の交換と意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。審議途中の未成熟な情報や検討過程の資料の一部のみが断片的に公になった場合、審査会の判断の正当性について誤解と混乱を招きかねず、審査会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>